

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

平成30年7月豪雨災害では、梅雨全線の停滞や線状降水帯の発生により、7月5日から8日の4日間で7月の平均雨量を大幅に超える集中豪雨となり、南予地域を中心に県下各地で甚大な被害が発生した。八幡浜市においても、市内を流れる千丈川、新川等で護岸が崩壊し、床上浸水19棟、床下浸水252棟の住家被害が生じ、災害救助法・被災者生活再建支援法が適用された。今後の災害リスクとしては、この規模の洪水被害を想定している。

(土砂災害)

八幡浜市が作成した防災ハザードマップによると、土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は、市内全域に点在し、八幡浜市総務課危機管理・原子力対策室の資料によると、土石流危険溪流箇所208箇所(被災地域戸数4,623戸)、急傾斜地崩壊危険箇所110箇所(被災地域戸数119戸)、地すべり危険箇所101箇所(被災地域戸数782戸)の被害が懸念されている。

(地震)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、今後30年以内に地震が発生する確率は70～80%程度と予測されている。南海トラフ地震が発生した場合には、県下全域が甚大な被害を受けることが想定されている。愛媛県が発表した八幡浜市の被害想定は、震度7の揺れが発生した最悪の場合、死者770人、負傷者1,662人の合わせて2,432人の死傷者となり、建造物の全壊棟数は1万2千棟を超え、避難者数28,671人(85%)と予測されている。

(津波)

愛媛県における南海トラフ地震の津波については、宇和海沿岸部で9m以上、瀬戸内海側で3m以上の津波が想定されており、八幡浜市の沿岸部で最大9.1m、浸水面積477ha、宇和海側では51分程度で到達すると想定している。

(その他)

八幡浜市は、愛媛県の西部、日本一細長い佐田岬半島の基部に位置し、北は瀬戸内海、西は宇和海に面している。総面積132.68km²で、東は大洲市、南は西予市、西は伊方町と接している。海岸線はリアス式海岸を形成しており岬と入り江が交錯している。また、三方が山で囲まれ、山が海に迫る平地に乏しい地形である。気候は、海に臨んでいるため温暖であるが、標高の高い一部地域では、内陸性気候の特徴も見られる。年間平均気温は16.0度、年間平均降水量1,650.5mm(愛媛県統計年鑑)となっている。

- ・八幡浜市地域防災計画の概要版(修正)
<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2019120300035/files/keikaku-gaiyou.pdf>
- ・八幡浜市地域防災計画(風水害対策編)
<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014110500068/files/02fusuigai.pdf>
- ・八幡浜市地域防災計画(地震災害対策編)
http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014110500068/files/03jishin_1.pdf
- ・八幡浜市地域防災計画(津波災害対策編)
<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014110500068/files/05tunami.pdf>

- ・八幡浜市地域防災計画（原子力災害編）
<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014110500068/files/01genshiryoku.pdf>
- ・八幡浜市地域防災計画（資料編）
http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014110500068/files/05shiryoku_h31.pdf
- ・八幡浜市防災ハザードマップ
<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014110500075/>（津波）
<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2017041400018/>（土砂災害）
- ・愛媛県水害リスクマップ〈八幡浜市〉
<https://www.pref.ehime.jp/h40600/suibou/documents/49.pdf>

（２）商工業者の状況

人口減少による地域商工業の衰退は、事業所数の減少となって表れている。

八幡浜商工会議所区域の商工業者数（約83%が小規模事業者）は、この10年間で約23%減少しており、今後もこの傾向は続くものと見込まれる。

八幡浜商工会議所の会員数も、10年間で約18%減少している。

八幡浜商工会議所の商工業者数・小規模事業者数・会員数の推移（直近10年間）

区分	商工業者(A)	小規模事業者(B)	会議所会員数(C)	構成比(B/A)
H22	1,930	1,653	1,305	85.6%
R1	1,492	1,243	1,075	83.3%
比較増減	△22.7%	△24.8%	△17.6%	△2.3%

事業所数調べ ※八幡浜市統計書（令和元年度版）参照

産業大分類	事業所数	構成比(%)	備考(事業所の立地状況等)
全産業	2,035	100.0	
農業、林業、漁業	30	1.5	沿岸部に多い
建設業	154	7.6	市内に広く分散している
製造業	132	6.5	市内に広く分散している
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1	市内に広く分散している
情報通信業	7	0.3	市内に広く分散している
運輸業、郵便業	41	2.0	市内に広く分散している
卸売業、小売業	585	28.7	中心市街地に多い
金融業、保険業	32	1.6	中心市街地に多い
不動産業、物品賃貸業	255	12.5	中心市街地に多い
学術研究、専門・技術サービス業	46	2.3	中心市街地に多い
宿泊業、飲食サービス業	224	11.0	中心市街地に多い
生活関連サービス業、娯楽業	182	8.9	中心市街地に多い
教育、学習支援業	51	2.5	中心市街地に多い
医療、福祉	150	7.4	市内に広く分散している
複合サービス事業	24	1.2	市内に広く分散している
サービス業（他に分類されないもの）	120	5.9	市内に広く分散している

八幡浜市における業種構成は、上表のように、卸・小売業が28.7%を占め、次いで不動産業・物品賃貸業が12.5%、宿泊業・飲食サービス業が11.0%と続く。

(3) これまでの取組

- 1) 八幡浜市の取組
 - ・「八幡浜地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年1回）に実施している。
 - ・防災備蓄物資として、市役所八幡浜庁舎等に（飲料水、非常食、毛布等）を備蓄している。

- 2) 八幡浜商工会議所の取組
 - ・事業者BCPに関する国の施策の周知を図ってきた。
 - ・愛媛県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険株式会社と協力し、火災・地震保険の加入を推進してきた。
 - ・BCP対策セミナーを過去2回開催した。
 - ・令和2年2月に八幡浜商工会議所BCP震災時対応マニュアルを作成した。
 - ・BCPマニュアルに基づく、緊急用備品の整備（ヘルメット・救急箱・懐中電灯・毛布等）を備蓄している。
 - ・八幡浜市が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。
 - ・年に1度、独自で火災訓練を実施している。

II 課題

今年の2月にBCP震災時対応マニュアルを作成したが、各職員の行動基準の徹底、訓練計画についても、十分な共有を得られていない現状で、今後は年に数回研修会を実施し、実効性のあるものにしていく。また、今回の新型コロナウイルス感染症など未知の感染症流行時に関する対応マニュアルについても早急に検討していかねばならない。

更には、BCPに関する助言を行える当会経営指導員等の職員が不足しているといった課題も浮き彫りになっている。

III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - スタートアップ型の簡易（A3版1枚程度）な事業者BCP策定 年間30社
 - 事業継続力強化計画認定 年間5社
 - 各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 年間30社
- 《対象共済・保険制度》
 - 火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済福祉、貯蓄共済、その他
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と愛媛県や八幡浜市等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

八幡浜商工会議所では、多発する自然火災や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、八幡浜商工会議所と八幡浜市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

《1. 事前の対策》

「八幡浜市地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら事業場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会の開催、行政の施策の紹介を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真を撮るよう指導し、万が一の場合、台帳との紐づけができるように備える。

2) 商工会議所自身の事業継続計画（BCP）をブラッシュアップする。

- ・八幡浜商工会議所は、令和2年2月に作成したBCP震災時対応マニュアルに基づき、実効性を高めるため内容を検証する。（年に2回中間管理職特別メンバーで研修会を開催し、年度末に全職員に報告）
- また、今回の新型コロナウイルス感染症など未知の感染症流行時に関する対応マニュアルについても検討していく。

3) 関係団体等との連携

- ・愛媛県商工会議所連合会が連携協定を結ぶ、東京海上日動株式会社から専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・巡回指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCPの策定及び取組み状況を確認する。
- ・八幡浜市事業継続力強化支援協議会「仮称」（構成員：八幡浜商工会議所、八幡浜市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度7の地震及び平成30年度7月豪雨災害規模）の発生を想定し、八幡浜市の総合防災訓練と連携した連絡訓練を実施する。
- ・八幡浜商工会議所BCP震災時対応マニュアルの自主点検や事業者BCPと連携した模擬訓練を実施する。

《2. 発生後の対策》

自然災害による発災時には、人命救助に優先的に取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(職員の行動基準に基づき(1)勤務時間中(2)勤務時間外での安否確認・援護内容を取り纏めると同時に、各地区周辺の道路状況等を八幡浜商工会議所と八幡浜市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・八幡浜商工会議所と八幡浜市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・八幡浜商工会議所BCPマニュアルに基づき各職員が役割を果たす。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	①被害が見込まれている地域において、連絡が取れない若しくは交通網が遮断されており、確認ができない。 ②「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が、地区内1%程度以上の事業所で発生している。 ③「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れている」等の比較的軽微な被害が地区内10%程度以上の事業所で発生している。
被害がある	④「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が、地区内1%程度未満(②の該当しない場合)の事業所で発生している。 ⑤「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れている」等の比較的軽微な被害が地区内10%程度未満(③の該当しない)の事業所で発生している。
ほぼ被害がない	⑥目立った被害の情報がない。

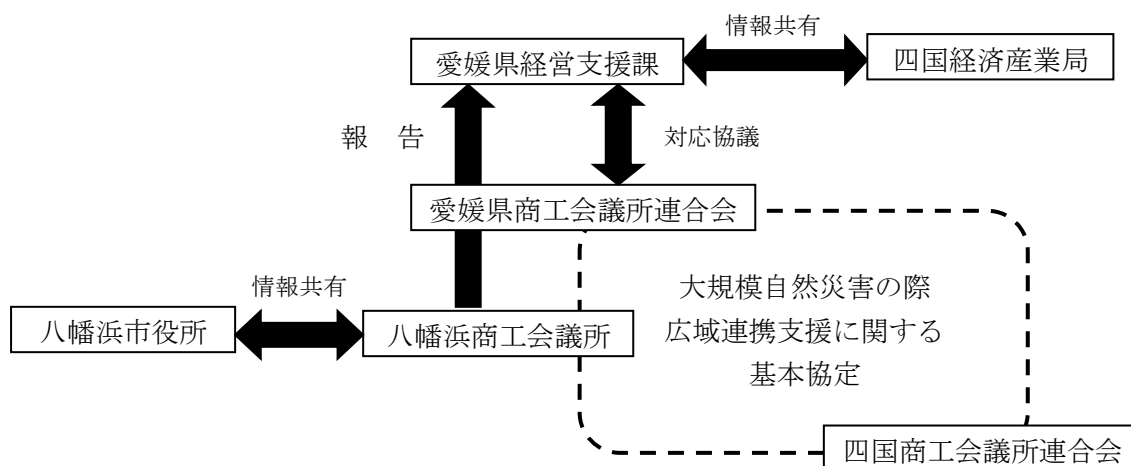
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当計画により、八幡浜商工会議所と八幡浜市は以下の頻度で被害情報を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

《3. 発災時における指示命令系統・連絡体制》

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地での活動を行うことについて決める。
- ・八幡浜商工会議所と八幡浜市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・八幡浜商工会議所と八幡浜市が共有した情報を、愛媛県商工会議所連合会を通じて愛媛県経営支援課へ報告する。



《4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援》

- ・本地区に震度6以上の地震が発生した場合、ないし八幡浜市が災害対策本部を設置した場合に、状況により必要に応じて八幡浜商工会議所内に災害対策本部を設置する。
- ・災害関連業務の遂行のため、関連班を設置する。
 - 第1班 事務局関連安否班…安否確認・救護や支援・食料の確保等
 - 第2班 広報・要望・優先業務班…情報発信・緊急要望の実施・国、県連絡調整
 - 第3班 被害状況調査・緊急対策窓口班…被害状況の把握・緊急相談窓口の設置他

《5. 地区内小規模事業者に対する復興支援》

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合に備え、「大規模自然災害に際しての四国内商工会議所における広域連携支援に関する基本協定」に則り、四国他県からの応援派遣等を依頼し、県連9会議所でも協力体制を構築し、連携支援する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

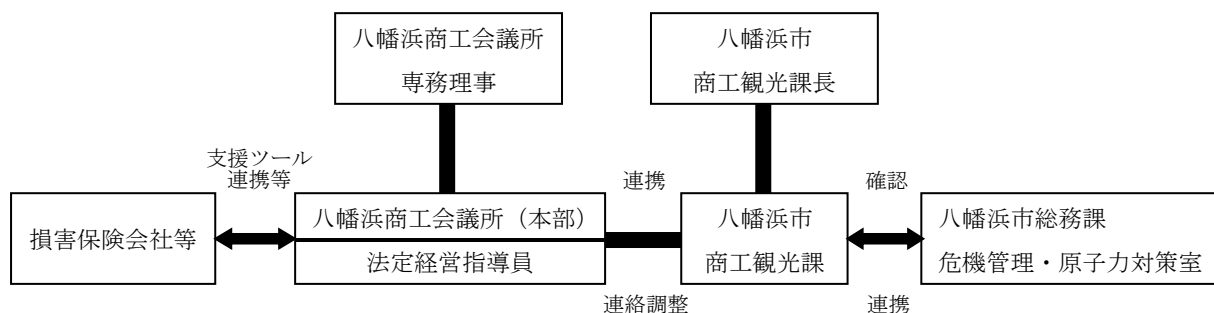
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 2 年 4 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 田中元久 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年 1 回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

八幡浜商工会議所
〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜一丁目 3 番 25 号
TEL : 0894-22-3411 /FAX : 0894-24-1405
E-mail : ywthm@yawatahamacci.jp

②関係市町村

八幡浜市役所 商工観光課
〒796-0292 愛媛県八幡浜市北浜一丁目 1 番 1 号
TEL:0894-22-3111 /FAX : 0894-24-6180
E-mail:syokokanko@city.yawatahama.ehime.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣	80	80	80	80	80
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ 作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、八幡浜市補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。